

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業 主行動計画

平成29年9月
匝瑳市横芝光町消防組合長
匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員
匝瑳市横芝光町消防組合議会議長

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員、匝瑳市横芝光町消防組合議会議長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成29年10月1日から平成34年9月30日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員、匝瑳市横芝光町消防組合議会議長において、女性職員の職業生活における活躍の推進に向けた状況を把握し、推進すべき課題について分析を行った。当該分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員、匝瑳市横芝光町消防組合議会議長において、女性職員の職業生活における活躍の推進に向けた状況を把握し、推進すべき課題について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 女性消防吏員の採用及び採用試験における総受験者数に対する女性の割合

- ・平成33年度までに、女性消防吏員（平成28年度までの採用実績は0人）を1人採用する。
- ・平成33年度までに、採用試験における総受験者数に対して、女性の受験者数の割合を20%以上にする。

(2) 配偶者の出産時における休暇を取得しやすい環境の整備

平成33年度までに、男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%にし、かつ

平均取得日数を4日以上にする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員、匝瑳市横芝光町消防組合議会議長において、女性職員の職業生活における活躍の推進に向けた状況を把握し、推進すべき課題について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 女性消防吏員の採用及び採用試験における総受験者数に対する女性の割合

- ・平成30年度より、管内の高校、近隣の大学等を対象とした採用説明会を新たに開催する。
- ・平成30年度より、採用説明会等に関することや当消防組合のPR等をホームページにて広報する。

(2) 配偶者の出産時における休暇を取得しやすい環境の整備

平成29年度中に、配偶者の出産時における休暇に関して、総務課より全職員に改めて周知する。

(以上)

※令和4年9月改定予定